

前橋市介護予防・日常生活支援総合事業 指定第一号通所事業（通所型サービスA） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人前橋あそか会が開設するやすらぎ園（以下「事業所」という。）が行う前橋市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービスA）（以下、「通所型サービスA」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。又、地域との結びつきを重視し、市町村、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やすらぎ園 元気塾
- (2) 所在地 群馬県前橋市江木町1225番地の1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（施設:特別養護老人ホームやすらぎ園の施設長兼務）
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 従事者 2人以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日 木曜日とする。（特別な日を除く）
但し、12月31日から1月3日までを除く。また、その他事業所が休日と認めた日。
- 2、営業時間 午後1時00分から午後4時00分までとする。
サービス提供時間 午後1時30分から午後3時30分までとする。

（別紙 料金表参照）

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位 25名とする。

(通所型サービスAの内容)

第8条 「通所型サービスA」は、旧来の介護予防通所介護をもとに、「入浴、排泄、食事等の介助を行わずに、運動や脳活レクリエーションなどの介護予防プログラムを実施すること」と「利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援し、社会参加を促すこと」で、利用者の心身機能の維持向上に努める。

- 一 生活指導、相談援助
- 二 健康チェック
- 三 機能訓練
- 四 レクリエーション
- 五 送迎

(利用料等)

第7条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、利用者の所在する市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、前橋市 桂萱地区。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所型サービスAの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、介護予防サービスを実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

2 通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、

当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第12条 通所型サービス A の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所型サービス A に関し、介護保険の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、討議事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束原則禁止）

第15条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

（1）身体拘束廃止委員会を設置する。

（2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（3）入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかつたか改善方法を検討する。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 事業所は、通所型サービスAに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は利用者様と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年 5月 1日から施行適用する。

この規程は令和3年 4月 1日から施行適用する。

この規程は令和4年 4月 1日から施行適用する。

この規程は令和4年6月10日一部改正し、令和4年6月1日より施行する。

（第15条 虐待防止に関する事項を追加）